

令和7年度高知県産農産物及び農産物加工品輸出促進事業
委託業務仕様書

第1 業務の目的

県産農産物及び農産物加工品(以下、「県産農産物等」という。)については、これまでシンガポールを中心に輸出に取り組んできた。本年度はシンガポールに加え、マレーシアやタイでの輸出促進につながる取組を立案、実施することで、東南アジア地域における県産農産物等の更なる輸出の拡大につなげることを目的とする。

第2 業務の内容

(1)マレーシア

当国における県産農産物等の輸出実績はわずかであり、新規開拓国と位置づけている。現地での県産農産物等の認知度は低く、まずは飲食関係者を中心に県産農産物等の味や食べ方を知ってもらうため、以下のターゲット及び品目を中心に企画の立案と実施を行うこと

主なターゲット:現地レストラン、レストラン関係のバイヤー等

主な品目:ゆず(加工品を含む)、みょうが、いちご、メロン、みかん

(2)シンガポール

当国に対しては数年前から輸出に取り組み、一定現地バイヤーや輸入業者等とも関係構築が進んでいる。その中で、果物(みかんやメロン等)は販売実績が増加傾向にあるが、野菜は伸び悩んでいる状況である。ついては、主に県産野菜の消費を現地で定着させるため、品質の良さや味の違いを食べて知ってもらう取組について、以下のターゲット及び品目を中心に企画の立案と実施を行うこと

主なターゲット:一般消費者、量販店等

主な品目:野菜(みょうが、ししとう、ピーマン等)

(3)タイ

当国に対しては数年前から輸出に取り組んでいるが、検疫要件等の理由から輸出できる品目が限られていることもあり、新規取引先の獲得が停滞している状況。限られた品目ではあるが、新規取引先の獲得を図るため、以下のターゲット及び品目を中心に企画の立案と実施を行うこと

主なターゲット:バイヤー、輸出・輸入業者等

主な品目:ゆず加工品、茶、みょうが、いちご、にら、やっこねぎ

第3 業務遂行に当たっての留意事項

- ・第2 業務の内容に記載の3カ国全てにおいて各1回以上の取組を必須とし、取組の重点度としてはマレーシア、シンガポール、タイの順となるよう立案、実施を行うこと
- ・第2 業務の内容に記載の「主なターゲット」「主な品目」はあくまで参考であり、業務の目的を

達成するため必要に応じて変更し、もっとも効果的な取組の立案、実施を行うこと

- ・別紙1「高知県の青果物カレンダー」や別紙2「検疫条件一覧」を参考に、最も効果的な時期や品目を選定すること
- ・一過性の話題づくりとなるような取組ではなく、今後県内事業者が前述の3カ国で輸出取引を円滑に進められるよう、現地関係者との関係づくりや、流通ルート(輸出業者、輸入業者等)等を考慮した上で立案、実施を行うこと
- ・前述の3カ国現地との調整だけでなく、県内で輸出を希望する事業者との調整、連絡、問合せへの対応等も行うこと

第3 実施体制

本業務が円滑に実施できる人員及び体制を確保し、責任者を明確にするとともに、取組状況について県と共有すること

第4 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日までとする。

第5 その他の留意事項

- (1) 仕様書の内容については、候補者との交渉により、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 本業務の達成に必要な一切の経費は受注者の負担とする。ただし、当業務内で県内事業者の希望により商談を行う場合等、そのサンプル費用や渡航費用は、各事業者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (4) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は、受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

諸外国に植物等を輸出する場合の検査条件一覧(早見表):貨物編

本表は令和7年1月22日現在の情報に基づくものです。

【携帯品での検査条件はこちら】

【郵便物での検査条件はこちら】

Table with columns for Country/Region (輸出相手国・地域), Crop Type (種類), and various inspection conditions (検査条件) for different plant products. Includes a 'Click' button and detailed notes on the right side regarding export procedures and regulations.